

## 寝屋川市水道局三階直結直圧給水装置工事施行基準

### (目的)

第1条 この基準は、配水管の圧力を利用した地上3階建ての建物への直結直圧給水（以下「三階直結直圧給水」という。）を行うための給水装置の設計及び維持管理について必要な事項を定めることにより、貯水槽水道における施設の維持管理問題の解消及び清浄、新鮮かつ安全な水道水の安定供給を図り、もって寝屋川市における給水サービスの向上を図ることを目的とする。

### (対象区域等)

第2条 三階直結直圧給水の対象となる区域は、寝屋川市の区域内とする。ただし、三階直結直圧給水をしようとする建物が存する土地（以下「申請地」という。）について、三階直結直圧給水可能区域図及び寝屋川市管路管理システムの管網解析上の水圧を調査した結果、申請地の最小動水圧又は前面配水管口径が別に定める基準に満たない場合は、この限りでない。

2 前項に規定する調査によっては三階直結直圧給水の可否を判定しがたい場合は、次の各号に掲げるところにより判定するものとする。

(1) 申請地に既存の給水引込管がある場合 事前に指定給水装置工事業者（以下「指定業者」という。）が測定した給水引込管の水圧をもって判定する。

(2) 申請地に既存の給水引込管がない場合 配水管の水圧及び申請地付近の既存建物の水圧をもって判定する。

3 三階直結直圧給水をするための配水管等の整備に係る費用については、特別な事情がある場合を除き、申請者の負担とする。

### (対象となる建物)

第3条 三階直結直圧給水の対象となる建物は、次の各号に掲げるもののうち、給水栓を設置する高さが道路止水栓取付地点における地盤高から10メートル以下のものとする。

(1) 一戸建て住宅等（二世帯住宅、長屋住宅、店舗付き住宅を含む。以下同じ。）

(2) 共同住宅（小世帯向け共同住宅を含む。以下同じ。）

(3) 事務所ビル、倉庫等

(4) 前3号に掲げるもののほか、三階直結直圧給水をすることが適当と認めた

## 建物

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建物は、三階直結直圧給水の対象としない。

- (1) 使用用途が不明な区画があるもの
- (2) 一時に多量の水を使用するもの
- (3) 常時一定の水圧が必要で、断水による影響が大であるもの
- (4) 貯留機能が必要な施設
- (5) 毒物、劇薬、薬品その他の危険な化学物質を取り扱い、製造・加工し、又は貯蔵等する工場、事務所又は研究所等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、三階直結直圧給水を行うことが不適当と認められた建物

(水圧分布区域、設計水圧等)

第4条 給水装置の設計に用いる水圧（以下「設計水圧」という。）は、次の表に定めるとおりとする。

水圧分布区域	設計水圧
0.196Mpa (2.0Kgf/cm <sup>2</sup> ) 未満の地域	0.147Mpa (1.5Kgf/cm <sup>2</sup> )
0.196Mpa (2.0Kgf/cm <sup>2</sup> ) 以上 0.245Mpa (2.5Kgf/cm <sup>2</sup> ) 未満の地域	0.196Mpa (2.0Kgf/cm <sup>2</sup> )
0.245Mpa (2.5Kgf/cm <sup>2</sup> ) 以上の地域	0.245Mpa (2.5Kgf/cm <sup>2</sup> )

2 水理計算は、前項の規定により算出した設計水圧を基に、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 給水管の口径が50ミリメートル以下 ウェストン公式
- (2) 給水管の口径が75ミリメートル以上 ヘーゼン・ウィリアムズ公式

3 末端最高位の給水器具を使用するための必要最小動水圧は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般水栓 0.03Mpa (0.3Kgf/cm<sup>2</sup>)
- (2) 給湯器 0.05Mpa (0.5Kgf/cm<sup>2</sup>)

4 各種給水用具類の損失水頭は、水理計算用損失を参考にして算出する。

(三階直結直圧給水ができる建物)

第5条 三階直結直圧給水ができる建物は、次の表のとおりとする。

水圧分布区域	建築用途	一戸建て住宅等	共同住宅	事務所ビル、倉庫等
0.196Mpa (2.0Kgf/cm <sup>2</sup> ) 未満の地域		条件付で可能	不可	不可
0.196Mpa (2.0Kgf/cm <sup>2</sup> ) 以上 0.245Mpa (2.5Kgf/cm <sup>2</sup> ) 未満の地域		可能	一部可能	一部可能
0.245Mpa (2.5Kgf/cm <sup>2</sup> ) 以上の地域		可能	可能	可能

備考 この表において「条件付で可能」とは、3階部分の給水栓の数が2栓までであり、かつ、水洗便所（タンク式）、洗面所等でこれらに接続する給水管に係る通常の出水量を必要としないものであれば可能であることとする。

2 配水管の口径は、50ミリメートル以上であることを要する。

(分岐口径、給水可能戸数等)

第6条 給水管は、特別な事情がある場合を除き、配水管から分岐させるものとする。

2 給水管の口径は、設計水圧及び水理計算により算出する。ただし、当該口径は、20ミリメートル以上75ミリメートル以下であって、かつ、配水管の口径の2ランク以下でなければならない。

3 共同住宅において一の給水管により給水することができる戸数は、次の各号に掲げる給水管の口径の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 40ミリメートル 9戸
- (2) 50ミリメートル 18戸
- (3) 75ミリメートル 36戸

4 給水管は、一の申請地につき1本まで引くことができる。ただし、長屋住宅及び二世帯住宅にあつては、この限りでない。

(給水装置の材料及び構造)

第7条 給水装置に使用する材料の選定については、次の各号に掲げる事項に留意することを要する。

- (1) 寝屋川市水道事業給水条例施行規程（昭和40年寝屋川市水道規程第9号）第10条に規定するものであること。
- (2) 圧力損失が大きくなる材料及び器具の選定には十分配慮を行うこと。

(3) 特に水圧・水量を必要とする給水器具の使用は避けること。

2 給水装置の基本構造については、別に定める三階直結直圧給水装置工事施工マニュアルを参照するものとする。

3 給水装置の材料及び構造については、ウォーターハンマーの防止に十分配慮を行ったものであることを要する。

(量水器)

第8条 量水器の口径は、20 ミリメートル以上 50 ミリメートル以下であることを要する。

(逆流防止装置)

第9条 給水装置には、逆流の防止を行うため、次の各号に掲げるところに従い、逆止弁を設けることを要する。

(1) 伸縮式ボール止水栓（逆止弁内蔵）又は単式逆止弁を使用すること。ただし、既設の共同住宅にあっては、逆止弁付パッキンを使用しても差し支えないものとする。

(2) 逆止弁の設置位置については、次に掲げるとおりとする。

ア 量水器の口径が 25 ミリメートル以下である場合 量水器 1 次側に伸縮式ボール止水栓（逆止弁内蔵）を設置し、又は量水器 2 次側に単式逆止弁を設置する。ただし、既設の共同住宅でパイプスペース内収納ができないと水道事業管理者が認めたものにあつては、量水器 2 次側に逆止弁付パッキンを設置しても差し支えないものとする。

イ 量水器の口径が 40 ミリメートル又は 50 ミリメートルである場合 量水器 2 次側に単式逆止弁を設置し、逆止弁ボックス又は量水器ボックスに収納するものとする。

(3) 逆止弁は、常時取替点検できるようにしておくことを要する。

(許容瞬時最大給水量)

第10条 給水装置の許容瞬時最大給水量は、次の表のとおりとする。

量水器口径	量水器機種	瞬時最大給水量（参考）	
20 ミリメートル	接線流羽根車湿式	50.0 (l/min)	3.0 (m <sup>3</sup> /h)
25 ミリメートル	接線流羽根車湿式	56.6 (l/min)	3.4 (m <sup>3</sup> /h)

40 ミリメートル	軸流羽根車式	166.0 (l/min)	10.0 (m <sup>3</sup> /h)
50 ミリメートル	軸流羽根車式 (汎用)	333.0 (l/min)	20.0 (m <sup>3</sup> /h)

(最大水栓数等)

第 11 条 三階直結直圧給水を行う場合の一の建物における最大水栓数は、次の各号に掲げる量水器の口径に従い、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 20 ミリメートル 10 栓 (3 階部分に設置する水栓が 2 栓以下の場合は、12 栓)
- (2) 25 ミリメートル 15 栓 (3 階部分に設置する水栓が 2 栓以下の場合は、25 栓)
- (3) 40 ミリメートル以上 水理計算に基づき、別途協議して定める。

2 一の建物における水栓数が前項に規定する最大水栓数以下であっても、ヘッダ配管を利用する場合は、ヘッダの直列つなぎは行わないものとする。

(事前協議)

第 12 条 三階直結直圧給水をしようとする者 (以下「申請者」という。) に対しては、給水装置の設計前に、事前調査及び現地調査を十分に行った上で、設計水圧調査・確認依頼書を提出するよう求めるものとする。

- 2 前項に規定する事前調査、現地調査及び申請は、申請者が指定業者に委任してこれを行わせることを要する。
- 3 第 1 項に規定する申請があったときは、これを審査し、その結果を設計水圧回答書兼可否判定書により、前項の規定により委任を受けた指定業者を通じて申請者に通知するものとする。
- 4 前項に規定する通知を受けた申請者に対しては、第 4 条から前条までの規定に基づき給水装置を設計し、水理計算書及び三階直結直圧給水協議書 (新設・改造) を提出するよう求めるものとする。ただし、三階直結直圧給水をしようとする建物が一戸建て住宅等であって次の各号に該当する場合は、当該各号に定める書類の提出を求めないことがある。
  - (1) 3 階部分に設置する末端水栓の取付位置までの給水管の口径が 20 ミリメートルであって、当該部分に設置する水栓が 4 栓以下である場合 三階直結直圧給水協議書 (新設・改造)
  - (2) 3 階部分に設置する末端水栓の取付位置までの給水管の口径が 25 ミリメ

ートルである場合 水理計算書及び三階直結直圧給水協議書（新設・改造）

5 前項に規定する協議の申請があったときは、協議を行い、その結果を三階直結直圧給水協議回答書により、申請者に通知する。

（本申請）

第13条 前条第5項の規定による協議が整ったときは、申請者に対し、給水装置工事申請書に、次の各号に掲げる建物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出するよう求めるものとする。

ア 一戸建て住宅等の場合 誓約書（三階直結直圧給水）

イ 一戸建て住宅等以外の場合 誓約書（三階直結直圧給水）、三階直結直圧給水に係る維持管理届及び三階直結直圧給水装置維持管理誓約書

2 前項に規定する申請があったときは、これを審査し、給水装置工事申請書に不備がないと認めたときは、給水装置の工事を承認するものとする。

（しゅん工検査）

第14条 給水装置の工事が完了したときは、当該工事を行った指定業者の給水工事主任技術者の立会いの下、逆止弁の設置状況、水圧状況等についてのしゅん工検査を行うものとする。

2 申請者に対しては、前項の検査により手直し等の指示があった場合は、速やかにこれに対処し、再度検査を受けるよう求めるものとする。

（誓約及び維持管理）

第15条 三階直結直圧給水を行う際は、次の各号に掲げる事項を条件とする。

(1) 申請者は、三階直結直圧給水を行う建物の維持管理についての責任を明確にすること。

(2) 申請者は、事故等による断水その他の緊急対策について、建物の居住者に周知徹底を図ること。

（文書等の様式）

第16条 この基準に定める文書等の様式は、水道局長が定める。

（委任）

第17条 この基準の施行について必要な事項は、水道局長が定める。

附 則

この基準は、平成18年8月1日から施行する。